

関連する社内規則のリスト

※使用の手引き

皆様方が台湾の法令規定に準拠しているかを評価する際に役立つよう、実務上でよく見られる問題について、以下のチェックリストを作成しました。なお、このリストは網羅的なものではありませんので、あくまでもご参考資料としてご利用ください。

1. 労働関連の要件：

項目番号	セルフチェック項目	現在の運用	法律と規制で定められた内容	罰則
1	外国人従業員が、法律に基づいて 就労許可 を申請している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	法令や規則に別段の定めがある場合を除き、雇用主は中央主務機関に対し、中華国内の職業に従事する外国人労働者を採用するにあたって就労許可を申請しなければならない。（外国人労働者の雇用許可及び管理に関する規則第6条）	15万新台湾ドル以上、75万新台湾ドル以下の過料に処す。また、5年以内にこの規定に再度違反した者は、最長3年の懲役、もしくは重労働、および/または120万新台湾ドル以上の過料に処す。
2	従業員の記録を退職後5年間保管している。	<input type="checkbox"/> 退職後5年間保管している。 <input type="checkbox"/> 退職後5年間保管していない。 <input type="checkbox"/> 従業員の記録が存在しない。	雇用主は、各労働者の氏名、性別/社会的性別、生年月日、出身地、学歴、住所、中華民国国民身分證番号、雇用開始日、賃金、労働保険開始日、功罪、傷病、その他重要な事実を記載した労働者記録カードを作成し、保管しなければならない。この前述した労働者の記録カードは、特定の労働者が退職した日から少なくとも5年間、雇用主が保管しなければならない。（労働基準法第7条）	2万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。（労働基準法第79条第3項）

3	<p>従業員の出勤記録（タイムカード/タイムシート）を5年間保管している。</p>	<input type="checkbox"/> 5年間保管している。 <input type="checkbox"/> 5年間保管していない。 <input type="checkbox"/> 従業員の出勤記録がない。	<p>雇用主は、労働者の出勤記録を作成し、5年間保管しなければならない。（労働基準法第30条）</p>	<p>9万新台湾ドル以上、45万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。</p>
4	<p>法律に則した労働者の給与名簿が存在する。およびこの名簿を5年間保管している。</p>	<input type="checkbox"/> 5年間保管している。 <input type="checkbox"/> 5年間保管していない。 <input type="checkbox"/> 労働者の給与名簿が存在しない。	<p>雇用主は、労働者の給与名簿を作成し、支払うべき賃金、賃金計算の詳細、支払った賃金の総額などの記入事項を記録しなければならない。この給与名簿は、少なくとも5年間保管するものとする。（労働基準法第23条）</p>	<p>2万新台湾ドル以上、100万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。（労働基準法第79条第1項）</p>
5	<p>会社が30人を超える従業員を雇用している場合、市の承認を受けた就業規則を設定する必要がある。</p>	<input type="checkbox"/> 承認を受けている。 <input type="checkbox"/> まだ承認を受けていない。 <input type="checkbox"/> この条件に該当しない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。	<p>30人を超える労働者を雇用する雇用主は、事業の性質に応じて就業規則を定め、所轄官庁に提出して承認を受けた後、当該規則を社内に備置し、社内に公開しなければならない。この規則では、以下の事項を規定するものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働時間、休憩時間、休日、年次有給休暇、連続操業のためのシフトの交代など 2. 支払うべき賃金の基準、計算 	<p>2万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。（労働基準法第70条第38項）</p>

			<p>方法、支払日</p> <p>3. 時間外労働の長さ</p> <p>4. 手当とボーナス</p> <p>5. 懲戒処分</p> <p>6. 出勤、休暇、表彰・懲罰、昇進・異動などの規則</p> <p>7. 採用、解雇、退職、雇い止めおよび定年退職に関する規則</p> <p>8. 事故、怪我、病気に対する補償・見舞金</p> <p>9. 福祉の施策</p> <p>10. 雇用者と労働者の双方が遵守する安全衛生規則</p> <p>11. 雇用者と労働者の間の意見交換および協力関係の強化をする手段、および</p> <p>12. これに関連する雑則。（労働基準法第70条）</p>	
6	<p>従業員の代表者を選出し、これを官庁に登録している。かつ、3ヶ月に1度、労使協議会を開催し、議事録を作成している。</p>	<p><input type="checkbox"/> 選出された労働者の代表が官庁に登録されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 選出された労働者の代表が官庁に登録されていない。</p>	<p>事業者は、労使間の関係を調整し、労使間の協力の促進および業務の効率性の向上のために労使会議を開催しなければならない。その規則は、中央主務機関が経済部と共同して立案し、行政院がこれを決定する。（労働基準法第83条）</p>	<p>罰則なし。ただし、政府職員による労働環境調査の際に不備事項として指摘される可能性がある。</p>

7	雇用している労働者の総数が30人を超えており、かつセクシャル・ハラスメントの防止、是正、苦情処理、処罰に関する措置がとられている。	<input type="checkbox"/> 既に職場内に掲示している。 <input type="checkbox"/> 掲示していない。 <input type="checkbox"/> この条件に該当しない。	30人を超える従業員を雇用する雇用主は、セクシャルハラスメントの防止、是正、苦情処理、処罰に関する施策を規定に沿って策定しなければならない。これらの対策は、職場の分かりやすい場所に公に掲示し、全従業員に周知されなければならない。（職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止、是正、苦情処理及び処罰に関する措置を定める規則第2条）	10万新台湾ドル以上、50万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
8	ヒューマンハザードの予防計画を定めている。	<input type="checkbox"/> 官庁に届け出をしており、従業員に周知している。 <input type="checkbox"/> 官庁に届け出をしておらず、従業員に周知していない。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を定めた就業規則を作成していない。	雇用主は、以下の項目について、必要な安全衛生就業規則を適切に計画し、及び採用しなければならない。 反復作業及び関連作業によって引き起こされる筋骨格系の障害を防止すること。 （職業安全衛生法第6条 I）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 職業性疾病の発生につながった場合、3万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。

9	<p>過度の作業 負荷で発生 する発症の 予防計画を 定めている 。</p>	<p><input type="checkbox"/> 官庁に届け出を しており、従業員 に周知してい る。</p> <p><input type="checkbox"/> 官庁に届け出を しておらず、従 業員に周知して いない。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を定め た就業規則を作 成していない。</p>	<p>雇用主は、以下の項目について 、必要な安全衛生就業規則を適 切に計画し、及び採用しなけれ ばならない。</p> <p>交代制勤務、深夜勤務、長時間 労働等の例外的な作業負荷によ って引き起こされる疾病を防止 すること。 (職業安全衛生法第6条Ⅱ)</p>	<p>3万新台湾ドル 以上、15万新台 湾ドル以下の過 料に処す。</p> <p>職業性疾病の発 生につながった 場合、3万新台 湾ドル以上、30 万新台湾ドル以 下の過料に処す 。</p> <p>違反した法律と ともに法人の正 式な会社名（お よび事業主）が 公開される。</p>
10	<p>職務中での 不法侵害の 予防計画を 定めている 。</p>	<p><input type="checkbox"/> 官庁に届け出を しており、従業員 に周知してい る。</p> <p><input type="checkbox"/> 官庁に届け出を しておらず、従 業員に周知して いない。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を定め た就業規則を作 成していない</p>	<p>雇用主は、以下の項目について 、必要な安全衛生就業規則を適 切に計画し、及び採用しなけれ ばならない。</p> <p>職務遂行中の他者の行為による 不当な身体的又は精神的被害を 防止すること。 (職業安全衛生法第6条Ⅲ)</p>	<p>3万新台湾ドル 以上、15万新台 湾ドル以下の過 料に処す。</p> <p>職業性疾病の発 生につながった 場合、3万新台 湾ドル以上、30 万新台湾ドル以 下の過料に処す 。</p> <p>違反した法律と ともに法人の正 式な会社名（お よび事業主）が 公開される。</p>

11	母性健康管理措置がある。	<input type="checkbox"/> 官庁に届け出をしており、従業員に周知している。 <input type="checkbox"/> 官庁に届け出をしておらず、従業員に周知していない。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を定めた就業規則を作成していない	母性健康に危険がある女性労働者に対しては、危険評価、管理、そして母性健康保護の段階的管理措置を実施し、母体と胎児の健康を保護しなければならない。(職業安全衛生法第30条～31条)	職業安全衛生法第31条違反：3万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の過料に処す。 職業安全衛生法第30条違反：最長1年の懲役、拘留、及び/又は18万新台湾ドル以下の刑事罰を受けることがある。 違反した法律とともに法人の正式な会社名(および事業主)が公開される。
12	安全衛生就業規則がある。	<input type="checkbox"/> 官庁に届け出をしており、従業員に周知している。 <input type="checkbox"/> 官庁に届け出をしておらず、従業員に周知していない。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を定めた就業規則を作成していない	職業安全衛生法の適用を受ける業種(例えば、製造業、建設業、その他一般産業)に属する会社は、その規模や従業員数にかかわらず、安全衛生就業規則を制定しなければならない。(職業安全衛生法第23条)	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名(および事業主)が公開される。

13	会社の組織図の中に安全衛生に関して役割を担う部署がある。また、この責任を負う者が指名されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ、従業員数が30人未満である。 <input type="checkbox"/> そのような役割/担当者が存在しない。	雇用主は、法人の規模や特性に応じた安全衛生管理計画を策定するとともに、安全衛生管理や自主検査を実施する安全衛生組織や人員を設置しなければならない。（職業安全衛生法第23条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
14	会社が労働者に対する安全衛生教育や訓練を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	雇用主は、労働者に対して、業務遂行と事故防止のために必要となるすべての安全衛生教育および訓練を行わなければならない。（職業安全衛生法第32条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
15	雇用している労働者の総数が50人を超える場合、会社は法律に従って労働者の健康管理を担う医療スタッフを雇用/契約する必要がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> この条件に該当しない	50人を超える労働者を雇用する法人は、労働者の健康と保護を確保するために、健康管理、職業病予防、健康促進、その他の活動を行うために、医療従事者を雇用または契約しなければならない。（職業安全衛生法第22条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。

16	<p>新たに雇用した労働者に対して、雇用時の健康診断を実施している。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>雇用主は、労働者の雇用時に健康診断を行わなければならない。（職業安全衛生法第20条）</p>	<p>3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。</p>
17	<p>現在雇用している労働者に対して定期的な健康診断を実施している。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>すべての従業員は、以下の頻度で定期的に一般的な健康診断を受ける必要がある：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 65歳以上の従業員、年に一度の健康診断 2. 40歳以上65歳未満の従業員、3年に一度の健康診断 3. 40歳未満の従業員、5年に一度の健康診断 	<p>3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。</p>

2. 公司法（会社法）及び会計関連の要件：

項目 番号	セルフチェック項目	現在の運用	法律と規制で定められた内容	罰則
1	登記された業務範囲が現在従事する業務にふさわしいものである。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>会社が従事する事業の分類は、その登記を行う際に、中央主務機関が営業項目番号表で割り当てた、当該事業の分類に適用される分類コードで識別されなければならない。既にこの登記がされている会社で、その会社が従事する事業の分類が記述的な言葉で登録されている場合、既存の会社登記記録の項目の変更が適用された時に、前述の表で割り当てられた該当する分類コードに置き換えられる。 （公司法（会社法）第18条）</p>	<p>責任者は1,500新台幣ドル以上、15,000新台幣ドル以下の過料に処す。通知期間が経過しても問題が解決しない場合は、会社登記が取り消される。</p>
2	取締役会が法律に基づいて毎年開催されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>取締役会を招集する場合は、開催予定日の3日前までに、各取締役および監査役に通知しなければならない。ただし、会社定款にてこの日数よりも前の通知が定められている場合は、その日数が優先されるものとする。</p> <p>公開会社における取締役会招集のための取締役および監査役への通知の期限は、証券業務を所管する官庁が定めるものとし、前項は公開会社には適用されない。</p> <p>緊急の場合には、いつでも取締役会を招集することができる。</p> <p>前3項で定めた通知は、事前に受信者の同意を得た上で、電子的な送信手段により行うことができるものとする。</p> <p>取締役会を招集する場合、この通知には取締役会での議論を記載しなければならない。（公司法（会社法）第204条）</p>	<p>1万新台幣ドル以上、5万新台幣ドル以下の過料に処す。</p>

3	年次株主総会が法律に基づいて開催されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	1. 株主総会は年に1回以上開催する必要がある。 2. 臨時株主総会は、必要に応じて開催するものとする。 前項の株主総会は、事業年度の終了後6ヶ月以内で開催するものとする。ただし、正当な理由があり、関係当局に株主総会の遅延についての承認を申請している場合は、この制限の対象とはならない。	1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。
4	各年度末に財務諸表が法律に基づいて承認されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	1. 各事業年度末に、事業報告書、財務諸表の作成および、剰余金の分配や損失の提案を行い、株主総会での承認を得ること 2. 取締役会は、作成した財務報告書を提出し、株主総会で承認を受けなくてはならない。株主総会での承認が得られた場合、取締役会は決算報告書および議事録を株主に配布することとする。	すべての取締役に対し、1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。 （これを回避、妨害、拒否した場合、または申告しなかった場合は、罰金が倍額となり、取締役1名につき2万台湾ドル以上、10万台湾ドル以下の過料に処す。）
5	会社が法定監査/税務コンプライアンス監査の要件を満たしている場合、その監査/税務が実施されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	1. 会社の自己資本が所定の金額を超える場合、または会社が一定の規模に達している場合、会社は公認会計士による財務諸表の監査および認証を受けなければならない。（公司法（会社法）第20条） 2. 所定の要件を満たす営利企業は、公認会計士による所得税申告書の監査を受けなければならない。（所得税法102条）	すべての取締役に対し、1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。 （これを回避、妨害、拒否した場合、または申告しなかった場合は、罰金が倍額となり、取締役1名につき2万台湾ドル以上、10万台湾ドル以

				下の過料に処す。 。)
6	会社が事業主/主要株主に関連する情報を毎年3月に官庁に報告している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>会社は、毎年、発行済株式総数または資本金総額の10%以上の株式を保有する取締役、監査役、経営幹部の情報を指定された報告プラットフォームで報告すること。報告期間は、毎年3月1日から3月31日までとする。(公司法(会社法)第22条-1)</p>	5万新台湾ドル以上、500万新台湾ドル以下の過料に処す。
7	会社の会計帳簿が台湾で保管されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>会計担当者または経理担当者は、すべての会計帳簿を台湾の本社で保管する必要がある。(商業会計法第69条)</p>	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。
8	会社が会計帳簿を中国語で記録している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>採番に使用するアラビア数字を除き、すべての商取引の記録は自国の言語[中国語]を使用しなければならない。外国語や現地語での注釈を含めたり、同時に使用する必要がある場合は、自国の言語[中国語]を優先することとする。(商業会計法第8条)</p>	1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。